

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィスからの報告IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクターたけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

本稿では、今年7月から9月までのIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの主な活動を紹介いたします。

経団連企業会計部会との意見交換会

8月23日に経団連会館にて、国際会計基準審議会（IASB）の鷲地隆継理事と、日本経済団体連合会金融・資本市場委員会企業会計部会との意見交換会が開催されました。

この意見交換会では、まず鷲地理事より、のれんの減損会計について、減損会計が複雑すぎるのではないか、また、のれんの減損損失の認識が遅すぎ、かつ、金額が少なすぎではないかという2つの懸念にどのように対応しているかについて検討の状況が説明されました。減損会計が複雑すぎるのではないかという懸念に対しては、年次の減損テストを簡素化することが検討されているが、これだけではのれんの減損損失の認識が遅すぎ、かつ、金額が少なすぎではないかというもう1つの懸念に対応できず、むしろ逆行する可能性もあるので、のれん償却の再導入の可能性も含めて議論していることが説

明されました。

次に、基本財務諸表プロジェクトについて、各企業が独自に開示している代替的業績指標（APM）が多用されることで、財務諸表間での比較可能性が損なわれているのではないかとの懸念に対処するため、段階利益の開示に関して「利息及び税金前利益（EBIT）」の表示を義務付けるとともに、各社独自で経営管理などに利用している経営者業績指標（MPM）を、EBITからの調整を開示する前提で認めることが検討されていると説明されました。

その後の意見交換では、野崎部会長及び石原部会長代行より、のれんの償却をIFRSに再導入することの必要性が言及され、IASBで真剣に議論を行って欲しいとの要望が伝えられました。基本財務諸表プロジェクトに関しては、部会メンバーから、各企業で利用されている業績指標の実態等が説明されるとともに、EBITやMPMを開示することに関する当否が議論されました。IASBで今後これらのプロジェクトを進めていくうえで、たいへん有意義な意見がいただけました。

投資家等との意見交換

8月30日から9月1日まで、IASBの投資家

エンゲージメント責任者である Fred Nieto が来日し、日本の投資家、アナリストなど財務諸表利用者と意見交換を行いました。まず、30日には大手証券会社や日系及び外資系の資産運用会社を訪問し、IASB が最近公表した収益認識基準や IASB が最近検討している業績指標の開示に関する検討状況を説明し、それらに対するフィードバックを受けました。31日には投資家向けセミナーに登壇した後、IASB の投資家プログラム (Investors in Financial Reporting programme) に日本から参加している2社 (野村アセットマネジメントと三井住友信託銀行) を訪問しました。9月1日には日本証券アナリスト協会を中心とした方々に IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスにお集まりいただき、IFRS 第17号「保険契約」に関する説明会と、IFRS 第13号「公正価値測定」の適用後レビュー、そして「開示原則」に関するアウトリーチを実施しました。Fred Nieto は、その後、9月2日に香港へ移動し、香港及び中国の財務諸表利用者とも同様の意見交換を行いました。

9月4日に、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスで、財務諸表利用者を中心としたワークショップが開催されました。ワークショップには、IASB の鷺地理事が参加したほか、韓国などアジア・オセアニア地域の基準設定主体や監督当局関係者も電話会議等で参加し、財務諸表の表示における Disaggregation の問題を中心に様々な角度から議論が行われました。Fred Nieto は、既に香港に飛び立っていたので当ワークショップには参加できませんでしたが、ワークショップに先立つ9月1日にワークショップ参加者の一部との勉強会を持ち、9月4日に開催されたワークショップの資料のレビューとインプットを行いました。

教育研修活動

9月4日に大手町の日経ホールで開催された日本公認会計士協会主催のセミナーに登壇するため、IASB から Mary Tokar 理事と、IASB スタッフの Kathryn Donkersley が来日しました。

9月4日の午前中には「Careers in Global Accountancy Profession」と題したキャリアセミナーが開催され、関根愛子会長のご挨拶に続いて Mary Tokar 理事自身のキャリアに関するプレゼンテーションが行われました。その後、筆者司会でパネルディスカッションが行われ、Tokar 理事のほか、鷺地理事、Kathryn Donkersley そして有限責任あずさ監査法人の長谷川義晃氏をパネリストにお迎えして、「Global Accountancy Profession とは何か?」、「キャリアとしての会計プロフェッションの魅力とは何か?」そして「会計プロフェッションを取り巻く環境はこれからどのように変わるか?」という3つのポイントについてパネリストにご議論いただきました。最後のディスカッションポイントである会計プロフェッションを取り巻く環境変化では、監査業務に対する規制環境の変化やIT化の進展、さらには非財務情報を含むより広い企業報告の進展に関して、各パネリストから示唆に富んだ意見を聞くことができました。

9月4日午後には、IASB のテクニカル活動に関するセミナーが開催されました。高濱滋副会長のご挨拶に続いて、Tokar 理事がIASB の最新の活動状況に関するプレゼンテーションを行い、その後、Kathryn Donkersley によるIFRS 第16号「リース」の解説、鷺地理事による「開示原則」の解説、そして最後に Tokar 理事より近々最終版を公表する予定の「概念フレームワーク」について解説が行われました。

午前、午後とも多くの方にご参加いただき、日本におけるIASB及びIFRS基準への関心の高さがうかがえました。

Tokar 理事と Kathryn Donkersley は、9月5日の午前にIASBの前理事である山田辰己氏の勉強会に参加した後、午後には企業会計基準委員会(ASBJ)で「開示原則」のアウトリーチ及び国際会計人材ネットワークのイベントに参加しました。

マレーシア出張

9月8日にマレーシアのクアラルンプールでIFRSリージョナルカンファレンスが開催されました。筆者は、Mary Tokar 理事と Kathryn Donkersley とともに日本からマレーシアに移動し、9月8日のIFRSリージョナルカンファレンスに参加しました。また、IFRSリージョナルカンファレンスの機会を利用して、ASEAN地域の監督当局等とも会談しました。

まず、9月7日午前に、Tokar 理事とともにマレーシア証券委員会を訪問し、収益認識や金融商品会計などについての意見交換会に参加しました。その後、証券監督者国際機構(IOSCO)が今年3月にクアラルンプールに開設したアジア・パシフィックハブを訪問し、互いの事業内容や今後の計画を説明しあうとともに、今後の協力を約束してきました。さらに、午後には、マレーシア会計基準審議会(MASB)を訪問し、MASBやマレーシア会計士協会のメンバーと、IFRS基準適用上の実務問題に関する意見交換を行いました。

IFRSリージョナルカンファレンスの開催日である9月8日には、IASB教育担当ディレクター Matt Tilling をサポートするとともに、お昼にはアジア開発銀行のスタッフとともにベトナム財務省の職員と会談し、ベトナムにおける

IFRS適用の計画、IFRS基準のベトナム語翻訳、IASBメンバーによるベトナム訪問やカンファレンス開催について話し合いました。たいへんタフなスケジュールでしたが、実りの多い海外出張となりました。

国際会議への参加

9月25日と26日に開催された世界会計基準設定主体会議(WSS会議)及び会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)会議に出席するためにロンドンに出張しました。また、これらの会議に先立つ24日の午後にIASBロンドンオフィスでアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)の非公式会議が開催され、この会議にもIFRS財団アジア・オセアニアオフィスを代表して参加しました。

まず、24日午後のAOSSG非公式会議では、統合報告に代表される「より広い企業報告」に関する教育セッションが開催されました。IASBのGary Kabureck 理事からIASBにおける検討状況が説明され、その後、AOSSGメンバーからの意見が発表されました。「より広い企業報告」はIASBの「Better Communication」というテーマの下でいま注目されている領域ですが、伝統的な財務報告とは性質が異なります。会計基準設定主体としてどのように取り組んでいくのか、まだまだ手探りの状況という印象を受けました。AOSSG非公式会議では、その他、「開示原則」に関する意見交換や、AOSSGのワーキンググループの状況が発表されました。

25日朝から26日午前にかけてIASB主催でWSS会議が開催されました。WSS会議は、IASBの主要な活動内容を世界の会計基準設定主体に説明しフィードバックを受ける会議です。WSS会議では、プロジェクトごとに

IASB から活動内容が説明され、さらに、料金規制事業プロジェクトと資本の特性を有する金融商品プロジェクトについては、IASB が提案する会計処理に関して、小グループに分かれてのケーススタディやディスカッションが行われました。具体的なケースを用いることで、IASB が提案している会計処理に関する議論が深まりました。

26 日午後から 27 日にかけて開催された IFASS 会議は、各国の会計基準設定主体が主体となって運営する会議です。また、参加者には、英国財務報告評議会（英国 FRC）や国際公会計基準審議会（IPSASB）が含まれ、WSS よりも幅広いトピックに関する議論が行われます。例えば、今回の会議では、IPSASB からパブリックセクター向け会計基準、香港公認会計士協会から共通支配下の企業結合に関する会計処理、英国 FRC から「より広い企業報告」について、さらに、カナダ会計基準設定主体からハイブリッドな年金プランに関する会計処理に

ついでの発表が行われ、参加者間の活発な意見交換が行われました。これらの意見交換を通じて、今後 IASB が取り組むべき課題の中での優先度やフィージビリティについての示唆が得られたように思われました。

おわりに

2017 年 10 月に、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス開設 5 周年を迎えました。この 5 年間で、日本における IFRS 適用企業の拡大促進が大きく前進しました。また、当初は試行錯誤でしたが、最近ではベトナム等のアジア・オセアニア諸国における IFRS 基準の適用促進の支援もできるようになってきました。これまで IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの活動をご支援いただいた関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、引き続きのご支援をお願い申し上げます。